

特集

障害のある人もない人も

共に暮らしやすい社会を目指して

昨年10月、障害を理由とする差別等の解消に向けた「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」(以下「条例」)が成立した。障害の有無に関わらず全ての人の尊厳が守られる社会づくりへの第一歩として、障害当事者や福祉関係者の期待も大きい。本号では条例制定までの経緯やポイントについて紹介する。

条例制定に向けて

今回の条例制定にいたるまでには、約5年半にわたる障害当事者や関係者による粘り強い運動と努力の成果があった。

千葉県で全国初となる障害者差別をなくすための条例が成立したのが、平成18年。国に先駆けて障害者や家族が作り上げた条例は、関係者から大きく評価された。

その翌年、沖縄県内においても障害者が自らの権利や自立生活、社会との関係について学ぼうと勉強会がスタートした。その中で条例制定の必要性が確認され、翌年の平成20年3月に



▲うちなーTRYで条例への賛同を呼びかける関係者(平成22年5月)

障害当事者とその支援者で組織される「障害のある人もない人もいのち輝く条例づくりの会」(以下「条例づくりの会」)が発足した。条例づくりの会では、県内各地で障害者から虐待や差別に関する聞き取りを行ったほか、県民集会や「うちなーTRY」と称した署名運動を

県内各地で展開し、条例の趣旨への賛同を呼びかけた。障害当事者とその支持者が一丸となって取り組んだ運動は、多くの県民の共感を呼び、平成23年1月には、条例制定を求める3万人余りの署名が県知事へ提出された。

念願の条例ついに成立

これを受け、県では同年7月に「沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議」を発足させ、条例づくりへの動きが本格化した。県では、県民会議と共催し、県内5地区でのタウンミーティングの開催やパブリックコメントを募集・検証するなど、福祉保健部を中心に議論を重ね、障害者や関係者と一緒になって条例案を練り上げていった。

条例案の策定の大詰め段階では、前文の取扱いについても議論された。一旦は県の素案から前文が削除さ



▲条例制定を求める県民大集会には500名が詰めかけた(平成23年1月)

れたものの、条例づくりの会が復活を強く要望し、県がこれを受け入れて前文が成案に盛り込まれることとなった。

こうして障害当事者と県が共に進めてきた条例づくりは、昨年10月11日の県議会において全会一致で可決・成立によって結実した。

当日は、県庁前で多くの関係者が詰めかけ、条例成立を祝福した。

障害者への差別を禁止する主旨の条例は、都道府県段階では全国6番目となる。

条例のポイント

条例の特徴の一つに、策定段階から大切にしてきた基本理念を記した前文が含まれている点が挙げられる。前文では、福祉分野に限らず、医療、雇用、教育等の各分野における施策の充実、障害者への差別の解消が盛り込まれたほか、離島及びへき地における厳しい生活条件等にも言及するなど沖縄ならではの事情も反映している。

また、条例案では「何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別やその他の権利を侵害する行為をしてはならない」と明記し、障害者に対する社会的障壁の除去に向けた配慮を義務付け、虐待の禁止を定めた。

この他にも条例の特徴として、次のポイントがあげられる。

○障害を理由とする差別を禁止し、差別を解消するための具体策が盛り込まれている。

○雇用の拡大や駐車場の確保、住宅環境の整備、障害者同

士による相談体制の充実等が盛り込まれている。

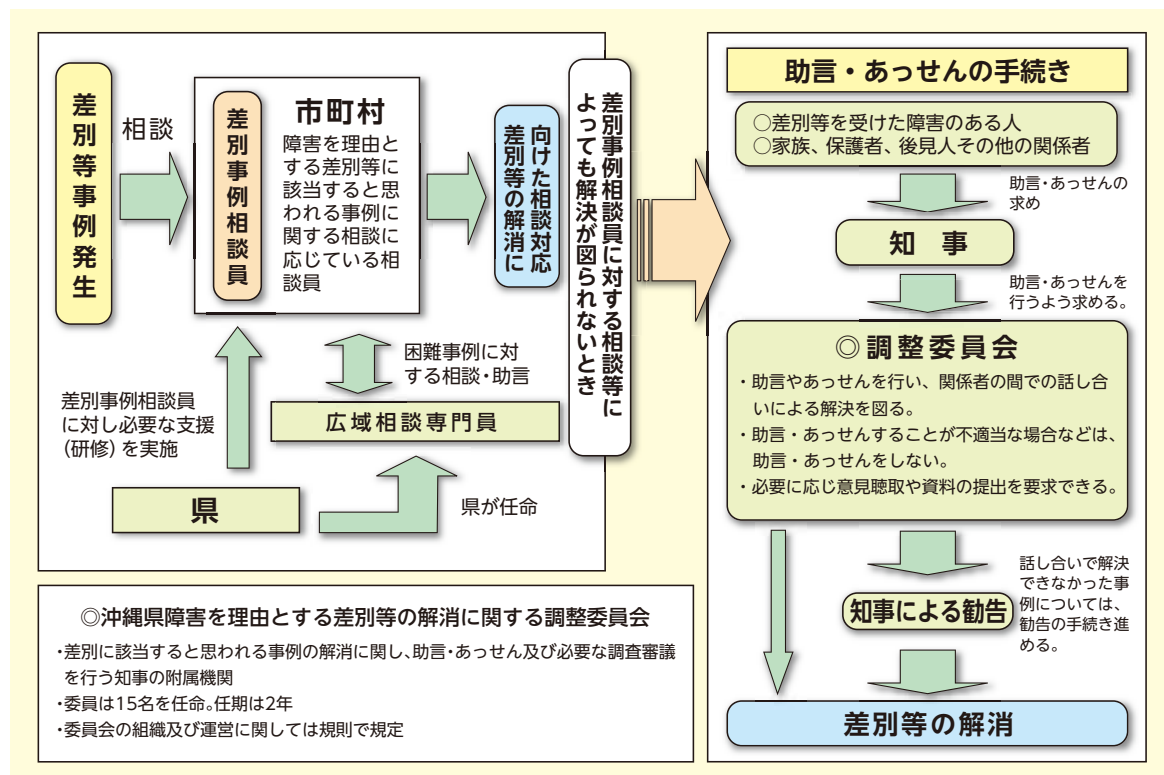
○教育面に関しても、障害のある児童や生徒、保護者への十分な情報提供と、意向の尊重を明記している。

○差別と思われる事例があった時の対応として、県は市町村の相談員への助言や広域相談専門員を配置する。

○条例の施行状況を検討し、3年をめどに必要な見直しを行う。

障害を理由とする差別等を解消するための支援

条例では、障害を理由とする差別の禁止を定めると同時に、差別等を解消するための支援の仕組みが盛り込まれた。障害を理由とする差別等に該当すると思われる事例が発生した際は、各市町村に配置される「差別事例相談員」が差別等の解消に向けた相談対応にあたることとなっている。また、困難事例に対しては、県が障害保健福祉圏域ごとに配置する「広域相談専門員」が相談・助言を行うほか、県



は差別事例相談員に対する必要な研修等を実施することが定められている。また、差別事例相談員による対応で解決が図られない

い場合には、「障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会」に持ち込まれ、委員会の助言やあっせんによる関係者間での話し合い

施行に向けて

による解決を図るとしている。この「調整委員会」は県知事の附属機関として設置され、任命される15名の委員の中には、障害のある人またはその家族をはじめ、社会福祉事業経営者の代表等が含まれることとなっている。

さらに、委員会での話し合いで解決できなかった事例については県知事による勧告手続きをとることも規定されている。

重要」と指摘する。

厚生労働省の調査では、障害者虐待防止法の施行からの1年間で、家族からの暴行や暴言、年金の使い込みといった虐待を受けたとする自治体への通報が県内で34件あったことが分かった。沖縄県自立生活センターの代表の長位鈴子氏は、「これはまだまだ氷山の一角。もっと現実を知っ

てほしい」と訴える。

差別の解消には、県民一人ひとりが条例をよく理解し、差別に該当するか否かの「物差し」を心に持ち、行動に移すことが重要となる。

早坂氏は「条例の内容を理解するには、自分の生活に置き換えて考えてみるのが大切。障害のある人もない人もお互いが支え合える存在になるため、そのエンパワメントの手段として条例が活かされたい」と話した。



▲県庁前で条例制定を祝う(平成25年10月)

条例は、県障害保健福祉課ホームページで閲覧可能。検索サイトで「沖縄県障害者条例」で検索。